

令和3年5月7日小矢部市農業委員会総会議事録

- 1 日 時 令和3年5月7日(金)
13時50分～14時40分
- 2 場 所 小矢部市役所 特別会議室(2階)
- 3 議 事 議案第3号 農地法第3条の規定による許可申請について 3件
議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請について 4件
議案第5号 農用地利用集積計画の制定について
- 4 協議事項 なし
- 5 報告事項 1) 農地法第3条の3第1項の規定による届出
2) 非農地通知について
3) 業務報告・予定
4) その他

出席委員 18名

1番 宇川 傳 治	11番 石丸 正 明
2番 田 悟 敏 子	12番 谷 口 修
3番 中 村 重 樹	13番 宮 西 勝 昇
4番 坂 田 信 一	14番 加 賀 谷 良 雄
5番 日 光 善 治	15番 高 田 太 衛
6番 三 輪 和 雄	16番 碓 善 秋
7番 吉 江 秀 一	17番 木 村 鉄 雄
9番 西 尾 和 三 郎	18番 沼 田 吉 雄
10番 多 田 博 次	19番 渋 谷 忠 司

欠席委員 8番 前田 真一郎 20番 唐 島 隆 夫

令和3年5月7日農業委員会総会議事録

発 言 者	発 言 事 項
会長	<p>お疲れ様です。時間前ではございますが、皆さんお揃いですので、総会を始めさせていただきます。田植えの時期で、お忙しい中ご出席いただき、ありがとうございます。連休に入ってから、天候が悪い日もありましたが、農作業は順調に進んでいることと思います。</p>
会長	<p>それでは、ただいまから小矢部市農業委員会5月総会を開催いたします。ただいまの出席委員は18名で定足数に達しておりますので、総会は成立しております。欠席委員は前田委員さんと唐島委員さんとなっております。本日の議事録署名委員を指名いたします。2番の田悟委員さん、3番の中村委員さんをお願いいたします。それでは、本日の付議議案を申し上げます。</p> <p>○議案第3号 「農地法第3条の規定による許可申請について」 計3件</p> <p>○議案第4号 「農地法第5条の規定による許可申請について」 計4件</p> <p>○議案第5号 「農用地利用集積計画の制定について」</p> <p>以上、3件の付議議案となっております。それでは議案第3号「農地法第3条の規定による許可申請について」、事務局より説明させていただきます。</p>
事務局	<p>議案第3号「農地法第3条の規定による許可申請について」ご説明します。議案書1ページをご覧ください。</p> <p>受付番号3番は、売買により所有権移転を行おうとするものです。対象の農地は3筆で、合計面積が8,389㎡となっております。譲渡人が〇〇さん、譲受人が〇〇さんです。位置図については、1ページから3ページをご覧ください。</p> <p>農地法第3条第2項各号には許可できない場合が掲げられていますが、そのいずれの条項にも該当しないため、許可条件を満たしているものであります。以上です。</p>
会長	<p>それでは、〇〇地区担当の〇〇委員さんより、受付番号3番について</p>

	て、調査報告をお願いいたします。
〇〇委員	それでは、報告いたします。譲渡人の〇〇さんは、〇〇にお住まいで、ご主人の〇〇さんが亡くなられて相続されました。譲受人の〇〇さんは、〇〇さんの弟さんで、〇〇の実家を継いでおられます。地元で田んぼの管理をしてもらいたいということで、譲渡されることとなりました。〇〇さんは、〇〇営農組合に従事されておりますので、特に問題はないと思います。ご審議、よろしく申し上げます。
会長	ありがとうございました。ただいまの件について、何かご質問等はございませんか。
会長	無いようですので、次に受付番号4番について、事務局より説明をお願いいたします。
事務局	<p>受付番号4番は、売買により所有権移転を行おうとするものです。対象の農地は2筆で、合計面積が1,038㎡となっております。譲渡人が〇〇さん、譲受人が〇〇さんです。位置図については、4ページと5ページをご覧ください。</p> <p>農地法第3条第2項各号には許可できない場合が掲げられていますが、そのいずれの条項にも該当しないため、許可条件を満たしているものであります。以上です。</p>
会長	それでは、〇〇地区担当の〇〇委員さんより、受付番号4番について、調査報告をお願いいたします。
〇〇委員	それでは、報告いたします。まず、位置図の4ページをご覧ください。緑の所が譲受人の〇〇さんの土地で、世帯主は〇〇さんの祖父である〇〇さんになっています。その横に隣接する農地が今回の申請地です。譲渡人の〇〇さんは数年前に相続でこちらを所有されましたが、〇〇にお住まいであるということで、現在は休耕田となっております。〇〇さんは現在も数種類の果樹を栽培されていて、今回こちらを売買されて、ブルーベリー等の栽培をしたいということです。果樹ですので、大きくなった時に隣接地に入ることをないようにと申し上げました。この土地は、用水が道路を渡っており水があまり入らないようですが、本人がやりたいということです。よろしく申し上げます。以

	上です。
会長	ありがとうございました。ただいまの件について、何かご質問等はありませんか。
会長	無いようですので、次に受付番号5番について、事務局より説明をお願いいたします。
事務局	<p>受付番号5番は、売買により所有権移転を行おうとするものです。対象の農地は116筆で合計面積は12,128.12㎡となっております。譲渡人が〇〇さん、譲受人が〇〇さんです。位置図については、6ページから13ページをご覧ください。</p> <p>農地法第3条第2項各号には許可できない場合が掲げられていますが、そのいずれの条項にも該当しないため、許可条件を満たしているものであります。以上です。</p>
会長	それでは、〇〇地区担当の〇〇委員さんより。受付番号5番について、調査報告をお願いいたします。
〇〇委員	それでは、報告いたします。譲渡人の〇〇さんは、元々は〇〇にお住まいでしたが、現在は〇〇に転出されたため、農地の管理が難しいそうです。現在、〇〇の〇〇さんがこの農地を借用して果樹栽培をされておりますが、所有者の〇〇さんから農地を手放したいと聞いていたことや、〇〇さんも借地の整理をしたいということ、譲受人の〇〇さんが〇〇で果樹の研究員をされていて面識があり、果樹栽培を計画していたということも知っていたということで、譲渡人、譲受人、借用人が了承されて、今回の申請に至りました。以上です。
会長	ありがとうございました。ただいまの件について、何かご質問等はありませんか。
会長	無いようですので、「異議なし」として議案第3号については「承認」としてよろしいですか。
全委員	異議なし。

<p>会長</p>	<p>それでは「異議なし」として、議案第3号については「承認」といたします。</p> <p>続いて、議案第4号の「農地法第5条の規定による許可申請について」事務局より説明していただきます。</p>
<p>事務局</p>	<p>議案第4号「農地法第5条の規定による許可申請について」ご説明いたします。議案書2ページから4ページをご覧ください。</p> <p>受付番号1番は、所有権の移転ということで譲渡人が〇〇さん外6名、譲受人が〇〇です。申請地は〇〇5409外7筆あり、合計面積が10,849㎡で、物流センター敷地への転用を行おうとするものです。位置図については、14ページから19ページになります。17ページをご覧ください。施設は3階建ての物流センターになります。商品仕分けエリア、商品保管エリア、チルドエリア、加工エリア、その他に機械室や事務所、休憩室等の施設となっております。次に18ページをお願いいたします。雨水については、北東側に駐車場兼用調整池と南東側に地下調整池があり、そちらで流出量を調整し、南側の調整柵により流量を絞って、前面の道路側溝に流すということです。生産組合長の同意も得ております。汚水は、下水道を使用します。農業用排水路への雨水や汚水の排水は無いということです。</p> <p>この申請は、農地法の運用通知で規定された許可基準に合致しておりますので、転用することが可能です。以上です。</p>
<p>会長</p>	<p>それでは、〇〇地区担当の〇〇委員さんより、受付番号1番について、調査報告をお願いいたします。</p>
<p>〇〇委員</p>	<p>それでは、報告いたします。譲受人は、〇〇の〇〇です。譲渡人は、小矢部市〇〇の〇〇さん、外6名です。申請地は〇〇5409外7筆です。地目は田で合計面積が10,849㎡です。所有権移転で、物流センター敷地への転用を行おうとするものです。譲受人の〇〇は〇〇の会社ですので、申請代理人である行政書士の〇〇さんにお電話で確認をしました。〇〇は、富山県、石川県のドラッグストアに商品を供給するための配送センターを建設するもので、店舗ではないとのこと。本件は農用地区域外でもあり、隣接農地もありません。敷地の境にはコンクリートの擁壁、フェンス等で囲い、土砂の流出がないように処理されます。雨水は、調整池により流出量を調整し、道路側溝に流すこととなっております。上下水道については公共の施設を利用されます。工場</p>

	<p>内においては冷凍食品の加工をしますが、汚水等が流出するような作業はないと確認しております。また、敷地内に横断している道路は払い下げを受ける予定になっております。この敷地内の設計時に、地区の区長も現場立ち合いをされていますし、生産組合長の同意も得ております。特に問題はないと思います。この申請地は土地改良区の受益地ではございません。7名の譲渡人については、市内の〇〇さんがまとめて売買契約書の手続きを代行されていたので、社長の〇〇さんを訪問し、問題なく完了したことも確認しました。よろしくお願いいたします。</p>
会長	<p>ありがとうございました。それでは、ただ今の件について、何かご質問等はございませんか。</p>
会長	<p>無いようですので、次に受付番号2番についての審議に移りますが、〇〇委員さんに関係があるため、一旦退室をお願いいたします。</p>
	<p>〈〇〇委員 退室〉</p>
会長	<p>それでは受付番号2番について、事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案書3ページをご覧ください。受付番号2番は、賃貸借権の設定ということで賃貸人が〇〇さん外2名、賃借人が〇〇です。業種は、建築及び不動産業です。申請地は〇〇1345-1外2筆あり、合計面積が4,215㎡で、ドラッグストアの貸店舗敷地への転用を行おうとするものです。〇〇が建設予定です。位置図については、20ページから25ページです。24ページをお願いいたします。敷地の西側の駐車場と建物屋根の雨水に関しましては、敷地の南側の調整池に排水します。南側の調整池に集めた雨水は、敷地の東側駐車場内の排水管より地下貯留槽に導きます。建物前面の駐車場と東側の駐車場については、敷地東側の地下雨水貯留槽に接続します。地下貯留槽より、十一ヶ用水管理の水路へオリフィスにて調整放流を行うということです。十一ヶ用水土改の同意も得ております。</p> <p>この申請は、農地法の運用通知で規定された許可基準に合致しておりますので、転用することが可能です。以上です。</p>
会長	<p>それでは、調査報告の担当も〇〇委員となりますが、代わりに〇〇</p>

	<p>地区担当の〇〇委員さんより、受付番号2番について、調査報告をお願いします。</p>
〇〇委員	<p>それでは、報告いたします。譲受人が〇〇、不動産業者になります。譲渡人は、〇〇の〇〇さん、〇〇さん、〇〇さんの3名です。申請地の合計面積は4,215㎡で、〇〇の店舗敷地となります。近隣に〇〇や〇〇があり、〇〇と隣接する立地となります。周辺にドラッグストアがなく、集客が見込めると判断され出店されることとなりました。〇〇は県内〇〇店舗、市内では〇〇店舗目となります。本社は〇〇です。用水は現状のまま使用します。雨水については、雨水調整池を設けて、水量を調整して既存の水路へ流す予定になっております。同意書については、隣接農地の所有者、〇〇自治会長、〇〇生産組合長、十一ヶ用水土地改良区から提出されております。よろしく申し上げます。以上です。</p>
会長	<p>ありがとうございました。ただいまの件について、何かご質問等はありませんか。</p>
〇〇委員	<p>出入口はどこになりますか。</p>
事務局	<p>位置図の22ページをお願いします。太い赤線の部分が今回の申請地です。北側の〇〇線からと西側の〇〇線からの現在〇〇の出入口で、〇〇の上の方が入口専用、〇〇の下の方が出口専用となっており、そのまま使用する予定と聞いております。また、申請地の北側も現在駐車場になっており、〇〇の駐車場としても利用すると聞いております。</p>
〇〇委員	<p>同じ出入口を使用することは、〇〇さんの承諾を得ているということですね。</p>
事務局	<p>はい。以前、〇〇や駐車場一帯の転用申請も〇〇から出ておりますし、承諾を得ていると聞いております。</p>
会長	<p>他に無いようですので、受付番号2番についての審議を終了いたします。ここで、〇〇委員に入室していただきます。</p>
	<p>〈〇〇委員 入室〉</p>

会長	<p>それでは、次に、受付番号3番について、事務局より説明をお願いいたします。</p>
事務局	<p>議案書4ページをお願いします。受付番号3番は、所有権の移転ということで譲渡人が〇〇さん外1名、譲受人が〇〇です。申請地は〇〇713外12筆あり、合計面積が1,567㎡で、宅地分譲敷地への転用を行おうとするものです。位置図については、26ページから31ページをご覧ください。</p> <p>この申請は、農地法の運用通知で規定された許可基準に合致しておりますので、転用することが可能です。以上です。</p>
会長	<p>それでは、〇〇地区担当の〇〇委員さんより、受付番号3番について、調査報告をお願いいたします。</p>
〇〇委員	<p>それでは、報告いたします。譲渡人は、〇〇さん、〇〇さん、譲受人が〇〇です。位置図の27ページをご覧ください。ここは土地区画整備事業地内で、〇〇さんも〇〇さんも早く譲渡したいということで、業者とのトラブルも一切ありません。次に、位置図の30ページをご覧ください。〇〇さんの区画整理計画です。7つに分画するという事です。周りはずべて道路で、隣接農地はありません。〇〇町内の役員さんの同意書や土地改良区の承認の意見書も提出されております。周囲に用水はありますが、浅いので、雨水に関しては十分配慮してほしいとお願いをして参りました。配慮をして工事に取り掛かりたいとのことでした。特に問題はないと思いますので、よろしくをお願いいたします。</p>
会長	<p>ありがとうございました。ただいまの件について、何かご質問等はありませんか。</p>
会長	<p>無いようですので、次に、受付番号4番について、事務局より説明をお願いいたします。</p>
事務局	<p>受付番号4番は、使用貸借権の設定ということで貸人が〇〇さん、借人が〇〇さんです。申請地は〇〇405-4、面積が400㎡で農家分家住宅敷地への転用を行おうとするものです。位置図については、32ページから37ページをご覧ください。</p>

	この申請は、農地法の運用通知で規定された許可基準に合致しておりますので、転用することが可能です。以上です。
会長	それでは、〇〇地区担当の〇〇委員さんより、受付番号4番について、調査報告をお願いいたします。
〇〇委員	それでは、報告いたします。使用貸借権の設定で、借人は〇〇さん、貸人は〇〇さんです。お2人は親子です。長男の〇〇さんは現在、〇〇にお住まいですが、〇〇に帰ってこられるそうで、新築で家を建てたいということです。特に問題はないと思いますので、よろしく願います。
会長	ただいまの件について、何かご質問等はありませんか。
会長	無いようですので、「異議なし」として議案第4号については「承認」としてよろしいですか。
全委員	異議なし。
会長	それでは「異議なし」として、議案第4号については「承認」といたします。 続いて、議案第5号の「農用地利用集積計画の制定について」事務局より説明していただきます。
事務局	議案第5号の「農用地利用集積計画について」ご説明いたします。議案書5ページをご覧ください。小矢部市長より、農地利用集積計画の制定について諮問がございました。内訳につきましては、次の6ページの利用権設定集計にありますように、 「10年以上」の利用権設定が18件で、面積が119,588㎡であり、新規が1件、更新が17件となっております。 「3年以上6年未満」の利用権設定が5件で、面積が17,791㎡であり、すべて更新となっております。 「1年以上3年未満」の利用権設定が1件で、面積が829㎡であり、更新となっております。「6年以上10年未満」はありません。 申請の内容は7ページから13ページに記載のとおりです。これについては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たして

	いると考えております。以上です。
会長	ただいまの件について、ご質問等はありませんか。
会長	無いようですので、「異議なし」として、議案第5号については「承認」としてよろしいでしょうか。
全委員	異議なし。
会長	<p>それでは、「異議なし」として、議案第5号については「承認」といたします。</p> <p>これで、付議議案はすべて終了いたしました。</p> <p>協議事項はありません。次に報告事項について事務局より説明していただきます。よろしくお祈いします。</p>
事務局	<p>報告事項説明</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 農地法第3条の3第1項の規定による届出 2) 非農地通知について 3) 業務報告・予定 4) その他
会長	ありがとうございます。ただいまの件について、ご質問等はありませんか。
会長	<p>無いようですので、本日の案件については全て終了いたしました。</p> <p>これにて総会を閉会したいと思います。</p> <p>閉会の挨拶を日光職務代理よりお祈いします。</p>
職務代理	<p>本日は、農繁期の忙しい中、お集まりいただきご苦労様です。まだまだ忙しい日が続きますが、皆さん、健康に留意して、けがの無いようにお祈いいたします。それでは、5月の総会を閉会させていただきます。ご苦労様でした。</p>
	— 5月総会終了—

上記の通り、総会の議事録を確認する。
なお、会長は議事録署名委員と共に署名をする。

令和3年5月7日

会長 宇川 傳 浩

議事録署名委員 2番 田 悟 敏 子

3番 中 村 重 樹